

J A D I S C L O S U R E

ディスクロージャー誌

2022

J A 東京みなみ



目 次

ごあいさつ	1
経営方針	2
金融商品の勧誘方針	3
事業の概況	5
社会的責任と貢献活動	9
リスク管理の状況	10
自己資本の状況	13
事業のご案内	14
各種手数料	20
貸借対照表	22
損益計算書	24
注記表	26
剰余金処分計算書	46
部門別損益計算書	47
財務諸表の正確性等にかかる確認	49
会計監査人の監査	49
損益の状況	50
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	51
信用事業	53
共済事業	64
経済事業	66
経営諸指標	70
自己資本の充実の状況	71
役員等の報酬体系	84
当組合の組織	85
沿革・歩み	89

*注 各項目の金額は千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）となっておりますが、小計・合計等は各項目を円単位で計算後、千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）にして表示しています。

JA TOKYO DISCLOSURE

『信頼され、未来へ続く東京農業』について 組合員・地域みなさまに 理解が深まることを願って

JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。

財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

JAも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

JAは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、JAは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としていますが、JAは各事業を通じて組合員・地域みなさまへの貢献を第一に考え大切にしております。

そのため、大都市のJAとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域みなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域みなさまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域みなさまの経済・生活・文化の発展に貢献していくことが重要だと考えます。

このディスクロージャー誌を通じて、JA東京みなみへのご理解が一層深まることを願っています。

- * 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
- * 本冊子については、JA東京みなみの決算期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の情報について掲載しております。
- * 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご注意ください。
- * 金額については、0円の場合は「—」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

令和3年度を振り返りますと、都市農業に関しては、多くの生産緑地が特定生産緑地の申請期限となる年でした。当管内では、約177.3haの生産緑地が期限を迎える中、約89.7%の生産緑地が特定生産緑地に申請となりました。

経済・金融情勢においては、政府・日銀が行う超低金利政策の長期化によって、金融情勢を取り巻く環境は依然厳しいものとなっております。加えて令和4年になってからのロシアのウクライナ侵攻は様々な業種のコストの上昇等を招き、コロナ禍から脱却しようとしている日本経済に追い打ちをかけている状況にあります。

こうした厳しい経済環境の中ではありますが、令和3年度の各事業は、概ね順調に業績を上げる事ができ、当期剰余金は事業計画を上回る実績をあげることが出来ました。

また昨年11月に開催されました第33回JA東京大会で、【持続可能な東京農業の確立】・【持続可能な組織基盤の確立】・【不断の自己改革の実践を支えるJA経営基盤の確立】・【都民と「食」「農」「JA」が織り成す地域社会の実現】を方針として、13項目の「重点施策」が決議されたのを受けて、当JAが令和4年度から令和6年度に取り組む新たな3カ年計画を策定しました。組合員の皆様への訪問・対話活動を引き続き進め、自己改革の着実な実践とそれを支える経営基盤の確立・強化により、JAの社会的な使命である「農業者の所得増大」・「農業の生産拡大」「地域の活性化」の実現に向け、役職員一丸となって全力を挙げて取り組んでまいります。

また、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、わかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆様が当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月
東京南農業協同組合
代表理事組合長 小林 和男

経営方針

経営理念

私たちは、安心・信頼・満足を J A 東京みなみの経営理念とし魅力ある組合経営の指針としていきます。

【安心】

J A 東京みなみは、生活のさまざまな場面で感じる「不安」を「安心」に変える力を持っています。生涯を通じてともに考え解決してゆける信頼のライフパートナーとなります。

【信頼】

私たちは、組合員・地域住民・消費者・行政・取引先などさまざまな信頼関係の中で存在しています。こうした信頼関係なくして J A 東京みなみは存続できません。私たちは信頼できるパートナーとして堅実な経営を目指すとともに、信頼を得られる事業を進めてまいります。

【満足】

安心と信頼は、「満足」を得られなければ生まれません。時代が変化する中で常に新しいサービスや質の高いサービスを提供するとともに、人と人とのつながりを重視した事業を進めていきます。また、職員に対しては、組織目標を明確にし、公正な評価・処遇を通して満足を提供します。

経営方針

J A 東京みなみでは、ビジョンと経営理念を基本とし、J A 東京グループの一員として、J A 東京大会で掲げられた4つの柱「持続可能な東京農業の確立」「持続可能な組織基盤の確立」「不断の自己改革の実践を支える J A 経営基盤の確立」「都民と食・農・J A が織り成す地域社会の実現」を当組合の基本目標とし、当組合のメインテーマ『未来へ繋げる農業と J A の挑戦』を掲げ下記事項を3ヵ年計画（令和4年度～令和6年度）に反映して、確実に実践し、行動していきます。

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦

日野万願寺直売所を通じた「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため、買取制度の強化・契約栽培の推進、GAP・エコ農産物・J A 東京グループ統一ブランドの普及・拡大をしております。

また管内直売所を起点とした J A 東京グループ・他県 J A との物流・商品の販売連携、飲食店等への販売チャネルの開設、生産量の拡大を推進しております。

これらの取り組みを通じ、令和6年度までに販売品販売高を10%増額（令和3年度実績対比）します。

「地域の活性化」への貢献

都市農業、都市農地への理解醸成のため、農地・農業の防災・教育・景観創出都等といった多面的機能のPRや直売所を拠点とした学校給食食材提供、J A 東京みなみ夏休み子ども村の継続開催による食農教育活動に取組みます。また、J A 東京みなみカップ少年サッカー大会継続開催等による地域コミュニティの活性化を図ります。

健全経営の為の取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取組みます。

農協法の理事構成要件の改正もふまえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者の登用拡大に向けて取組みます。

自ら策定した自己改革の取組施策を着実に実践するため、経営資源のシフトや人材育成を通じ、営農・経済事業の体制を強化します。

金融商品の勧誘方針

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

東京南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

東京南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにあたり、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」といいます。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

1. 当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

2. 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

3. 当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

4. 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

5. 当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

6. 当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

- ※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。
- ※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

金融円滑化にかかる基本方針

東京南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的且つきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切且つ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的且つ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

事業の概況

令和3年度の各事業は、大変厳しい状況の中ではありますが、概ね順調に業績を上げることができました。皆様からお預かりする貯金残高は、期首対比で約38億円増加し、約1,832億円に、貸出金残高は、約1,100万円増加し、約379億円の実績となりました。共済部門では、新契約目標を上回り約260億円の新契約実績となりました。また、大型農産物直売所「みなみの恵み」は、出荷者の皆様のご協力を得て、令和3年度累計で、18万人を上回る来店客数、約3億1,630万円の売上実績を上げる事が出来ました。その結果、令和3年度の当期剰余金は、事業計画を上回る約3億7,330万円の実績をみる事が出来ました。併せて自己資本比率につきましても、22.69%と引き続き高い財務健全性を示すことが出来ております。

①指導事業

令和3年度は、多くの生産緑地が特定生産緑地の申請期限となる年でした。組合員の皆様の営農に関する将来展望や事業提案に活用すべくJ A農地把握システムへの登録調査で個別訪問を実践する中、特定生産緑地制度についての説明も行い指定促進を実施いたしました。2022年に期限を迎える生産緑地は、約177.3ha（日野市約89.9ha、多摩市約22.4ha、稲城市約65.0ha）あり、そのうち約89.7%の生産緑地が特定生産緑地に申請となりました。

消費者の食の安全・安心への関心が高まる中、直売所や学校給食、スーパーへの出荷物に対する生産履歴の記帳・指導を徹底し、令和4年度から運用する新生産履歴システム移行についての説明会を各地区にて開催いたしました。また、農産物放射性物質検査（51検体）や有機塩素系残留農薬土壌検査（18検体）も継続的に実施いたしました。

担い手支援・育成の取り組みとしては、9月に第13期就農者基礎講座を南多摩農業改良普及センターの第2期農業実践力養成セミナーと合同で開催し、J Aや南多摩農業改良普及センター、管内先進農家が講師となり4名の受講生が農業知識の基礎を学び農業現場にスムーズに入れる準備をしております。営農支援事業による農作業受託では52件（前年度対比13件増）の作業を実施し農地保全を図るとともに、農機修理では241件（前年度対比28件増）と多くのご利用をいただくことができました。農産物の獣害に対する取り組みとして、アライグマやハクビシンの捕獲事業も継続し、管内で合計122頭の捕獲実績となりました。

11月には新型コロナウイルスの感染予防を徹底し、2年ぶりとなる第11回J A東京みなみカップ少年サッカー大会を多摩市内で開催し、地域コミュニティの活性化を図るとともに地域農業・J Aのファンづくりに努めました。

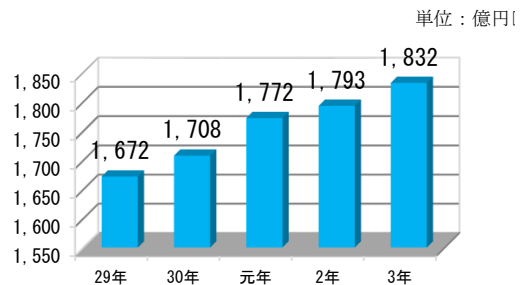
青壮年部や女性部、生産団体の活性化を図るとともに、J A役員との意見交換会を開催し、J Aに対する生の意見や要望を受け止め、今後の事業展開の参考といたしました。

その他、組合員やその家族の健康維持・増進活動として、巡回検診やJ A厚生連での人間ドックや婦人検診等を実施いたしました。

②信用事業

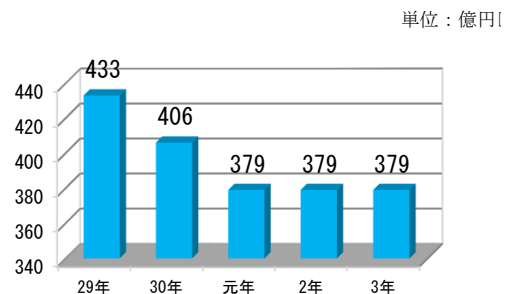
◇貯金

令和3年度は、日本銀行が導入している「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策の継続と併せ、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事業推進活動に制限がかかるなど、依然としてJ Aを取り巻く環境は、非常に厳しい状況が続いております。このような状況の中、組合員の皆様をはじめ、利用者の皆様のご協力をいただき、組合員の方専用の定期貯金を始め、地域農業を活かした金融商品等を積極的に取扱った結果、期首より38億82百万円増加し、目標対比100.9%と昨年度を大きく上回る実績をあげることができました。



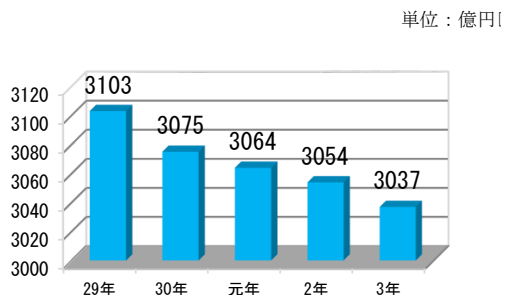
◇貸出金

令和3年度は、他金融機関との低金利競争が長期化している中、南多摩地区の3J Aが協調して出来た自己住宅ローン「夢によりぞう住宅ローン トリプルアシスト」の取扱いを中心に、本支店が一体となって、組合員先や不動産取扱い事業者等に対し、積極的に推進をして参りました。その結果、期首より11百万円増加したものの、目標対比では98.0%の実績となり、わずかに目標達成には至りませんでした。



③共済事業

3Q訪問活動（あんしんチェック）等により、ご契約者の方に対する日頃のお礼をお伝えするとともに、保障点検活動を実施し、「ひと」「いえ」「くるま」を中心に保障の充実を図りました。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、営業活動に大きな制限がかかりながらも、長期共済新契約目標（基盤+建更+特定）236億円に対し、実績は260億34百万円（目標対比110.3%）となり、目標達成することができました。



④購買事業

農業者所得の増大、農業生産の拡大に向け、共同購入を軸とした商品提案、組合員ニーズに応えるサービスの提供に取り組みました。しかしながら、東京都の補助事業等が多かった令和2年度取扱高実績に対し75.8%の実績となりました。

(生産資材)

農業生産コスト低減のため、仕入先との交渉や仕入ロットの集中化により、組合員ニーズの高い商品について「超セール」(農薬・肥料・マルチ)を継続的に実施いたしました。また、端境期対策等を目的とした園芸施設の建設や農作業効率化に向けた農業機械の提案を実施いたしました。生産資材取扱高は274,641千円(年間計画対比88.6%、前年度対比70.6%)となりました。

(生活物資)

全職員による新茶やお中元・お歳暮などの個別推進を実施するとともに、新たな商品提案を行いました。また、七生支店では補聴器事業を開始し、次年度以降は全店に事業展開すべく実績を上げることができました。生活物資取扱高実績は175,621千円(年間計画対比93.9%、前年度対比85.8%)となりました。

⑤販売事業

農業者所得の増大及び農業生産拡大の軸となる直売所事業では、昨年度の地元産農畜産物の販売実績を上回る実績を上げることができました。また、米の販売高については、米単価の下落により昨年度を下回る結果となりました。

管内直売所の軸となる日野万願寺直売所「みなみの恵み」では、お客様に楽しみながらご利用いただくために陳列棚のリニューアルや週末のフェアを継続的に開催し、開店以来約75万人のご来店をいただきました。販売事業の実績は、買取販売実績211,258千円(年間計画対比95.9%、前年度実績対比99.5%)、受託販売実績154,169千円(年間計画対比101.1%、前年度実績対比108.5%)となりました。

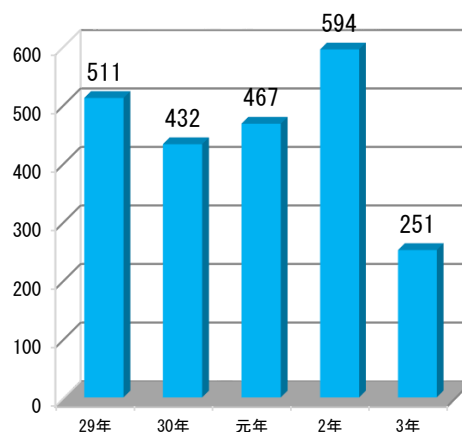
⑥宅地等供給事業

相談業務を重点をおき、事業継承のために各地区で多数の財産診断を実施しました。安定収入のため資産活用及び賃貸住宅のご提案を行い、建築の際にはJA及び全農が行う「施主代行方式」により、安心できる建物建設のお手伝いをさせていただきました。相続税対応では税理士等とともに積極的に行い、相続税納付のために不動産売買の仲介も行いました。

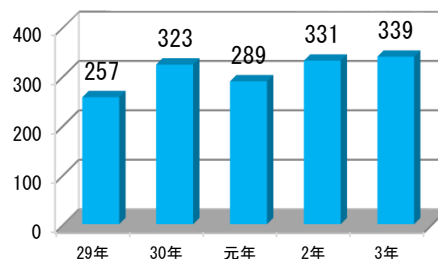
⑦利用事業

新型コロナウイルスの影響で、葬儀の小規模化が定着しつつある中、個々のニーズにあった葬儀の提案・施行を実施し、各支店においてはペット火葬の受付を行いました。セレモニーセンターの施行件数156件(前年度対比30件増)、利用事業収益実績は219,811千円(年間計画対比81.9%、前年度対比118.1%)となりました。

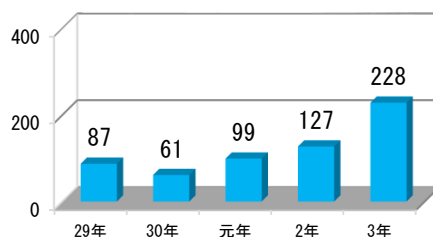
単位：百万円



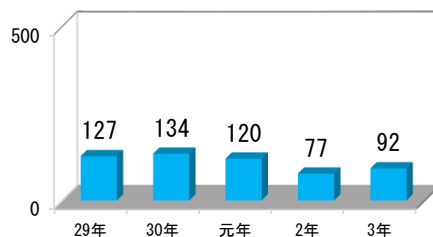
単位：百万円



単位：百万円



単位：百万円



トピックス

令和3年

- 4月 稲城市桜・梨まつり（新型コロナウイルス感染拡大防止の為 中止）
- 4月 J A東京みなみ女性大学（新型コロナウイルス感染拡大防止の為 中止）
- 4月 野菜苗の即売会（各店舗内にて販売対応及び規模縮小しての開催）
- 5月 ひの新撰組まつり（規模縮小 WEB動画配信のみ開催）
- 5月6日 J A東京みなみ女性部第33回通常総会（書面決議）
- 6月18日 J A東京みなみ果実部会連絡協議会第33回通常総会（書面決議）
- 6月21日 J A東京みなみ野菜部会連絡協議会第33回通常総会（書面決議）
- 6月23日 J A東京みなみ青壮年部第33回通常総会（書面決議）
- 6月26日 第32回 通常総会（日野支店 大会議室）
- 6月27日・7月3日 芋ほり収穫体験の実施（前年度取扱いした「芋ほり収穫体験付き定期積金」の特典）
- 7月2日～4日 ふるさと多摩夏まつり「せいせき朝顔市」・朝顔品評会（京王線聖蹟桜ヶ丘周辺・多摩支店）
- 7月9日 第1回日野市・J A東京みなみ連絡協議会（日野市役所）
- 7月 稲城地区盆踊り大会（新型コロナウイルス感染拡大防止の為 中止）
- 7月 日野地区納涼祭（新型コロナウイルス感染拡大防止の為 中止）
- 7月 J A東京みなみ夏休み子ども村農業収穫体験ツアー（新型コロナウイルス感染拡大防止の為 中止）
- 7月30日 明治神宮「明治天皇祭」農産物奉納
- 8月 七生地区盆踊り大会（新型コロナウイルス感染拡大防止の為 中止）
- 8月26日 第12期就農者基礎講座 終了式（受講生8名 協力：南多摩農業改良普及センター）
- 8月31日～9月3日 J A東京アグリパーク「J A東京みなみフェア」（JA東京南新宿ビル）
- 8月31日 野菜の日 イベント（新型コロナウイルス感染拡大防止の為 中止）
- 9月29日 第13期就農者基礎講座 開校式（受講生4名 普及センター第2期農業実践力セミナーと合同開催）
- 10月 I のまちいなぎ市民祭（新型コロナウイルス感染拡大防止の為 中止）
- 10月29日～31日 みなみの恵み 4周年感謝セール（日野万願寺直売所）
- 11月 日野市産業まつり（新型コロナウイルス感染拡大防止の為 中止）
- 11月2日～3日 第50回 東京都農業祭（品評会2日・開会式3日）（明治神宮 規模縮小）
- 11月19日 明治神宮新嘗祭 宝船製作（明治神宮、青壮年部製作）
- 12月 暮れの即売会（各地区）
- 12月4日～5日 J A東京みなみカップ少年サッカー大会（多摩市）

令和4年

- 1月 生産履歴システム操作説明会（多摩支店）
- 2月 第2回日野市・J A東京みなみ連絡協議会（新型コロナウイルス感染拡大防止の為 書面開催）
- 2月 多摩市・J A東京みなみ連絡協議会（新型コロナウイルス感染拡大防止の為 書面開催）
- 2月 稲城市・J A東京みなみ連絡協議会（新型コロナウイルス感染拡大防止の為 書面開催）
- 2月16日～17日 期限切れ農薬回収事業（全地区 産業廃棄物適正処分）
- 2月25日 有機塩素系残留農薬土壌検査（全地区合計18検体異常無し）
- 3月 生産履歴システム操作説明会（日野支店・七生支店・稲城支店）
- 3月2日～4日 農業廃棄プラスチック回収事業（全地区 産業廃棄物適正処分）

農業振興活動

取組み事項	重点施策 (具体的実施事項)	業績評価基準 (業績評価指標・目標値)	年度別実施事項及び目標値	
			令和3年度目標	令和3年度進捗状況
(1) 都市農地保全に向けた取り組みと特定生産緑地の指定促進	① 特定生産緑地の指定については、組合員との対話を通じて、十分な意向確認を行い指定促進に努めます。	特定生産緑地の指定意向確認割合	各地区特定生産緑地指定意向確認割合100%	指定申請割合：91.3% (3市合計)
	② 特定生産緑地に係る制度の理解習熟を図るため研修会の開催及び個別相談の実施等、指定促進の推進を実施致します。	研修会開催回数及び推進件数 (%)	組合員個別相談：各地区随時 指定推進：対象農地の100%	全地区個別相談件数：合計13件 指定推進：89.7%
	③ TACにより、生産緑地の所在場所等を特定するとともに現況確認を行い、特定生産緑地への指定促進及びアドバイス等が出来る態勢を構築します。	農地把握システム入力件数	農地把握システムを基にアドバイスの実施	システム入力72% (577件)
(2) 未利用農地等の有効活用に向けた取り組みと実態の把握及び営農支援体制の充実	① TACによる定期的な農地巡回を行い、肥培管理等のアドバイスをを行うとともにJAによる農地管理・農作業の受託・農業経営・資材支援を促進します。	TACによる事業提案件数	各地区5件 (全地区20件) の事業提案	全地区合計79件
	② 都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行により、未利用農地や低利用農地の活性化として、各行政と連携して、新規就農者の斡旋や農地貸借のマッチング等を含めた支援を行います。	農地貸借のマッチング等を含めた支援の件数	支援件数3件	支援件数1件
	③ 営農支援体制の充実・強化のため、営農に習熟した職員を確保し、配置をするとともに農機修理にも対応します。	営農支援の実績件数、実働日数と農機修理件数	実績件数：70件 実働日数：120日 農機修理：130件	実績件数：52件 実働日数：89日 農機修理：241件
(1) 新規就農者対策と担い手の育成と支援	① 新規就農者対策として、JAフレッシュ&Uターンセミナー及びシニア就農者基礎講座を定期的開催し、新規就農者へのバックアップを図ります。	シニア就農者セミナーの開催回数と受講者数	シニアセミナー開催 受講者各7名	就農者基礎講座：受講者数4名
	② ぶれあい事業の一環として、南多摩地区3JA (八王子・町田市・東京みなみ) 共同参加による農業後継者の婚活事業を隔年で継続開催し、後継者対策の強化に取り組みます。	共同参加婚活事業の開催回数及び参加者数	開催なし (隔年開催)	令和3年度 開催なし
	③ 新技術や資材等を活用した生産の効率化や農作業の負担軽減を提案します。	TACによる新技術や省力化資材等の提案数	TAC1名につき、3提案	TAC11名 合計38提案
(2) 新たな農業者の取込みと認定農業者の維持・拡大	① JAの相談業務により、財産診断を活用した相続対策や農地保全に向けた事業継承の支援体制強化を図ります。	財産診断を含めた相続相談受託件数	各地区35件 累計140件	各地区平均27.5件 累計110件 (78.57%)
	② 認定農業者の登録拡大を促進するため普及活動推進を実施します。	認定農業者の認定数	毎年3名新規認定	認定農業者数108名 本年度新規認定4名
	③ 管内3市の行政と協働して、援農ボランティアの育成に積極的に取り組みます。	援農ボランティア養成講座へのJA職員の講師派遣人数	職員派遣人数3名	職員派遣3名 (日野市2名、稲城市1名)
(3) 農畜産物の付加価値の増大とGAP制度の理解と普及	① 直売所の新たな事業モデルとして「みなみの恵み」を中心として、買取販売を継続し、JA関連産物や地域特産物のブランド化による付加価値により販売力の強化・充実を図ります。	販売品販売額の増加率	前年度実績の10%増	前年度実績対比：0.5%減 (レストラン減)
	② 「みなみの恵み」を日野市学校給食への野菜集荷拠点として食材の提供を継続的に行います。	農地空白行政区への供給 日野市学校給食への供給	空白行政区：前年度実績の10%増 日野市学校給食モデル校での実施	空白行政区：実績無し (支払条件検討中のため) 日野市学校給食：昨年度の1枚検証を受け協議検討中
	③ 生産履歴記録システムをはじめとし、生産者へのGAP制度の理解と普及推進を促進します。	生産履歴記録システム等の指導、登録先数	各地区指導先：10件 各地区登録先：1件	出荷登録者227名 記憶指導404件
社会的価値の向上に向けた情報発信と地域拠点活動の展開	① 地域密着型広報活動を強化する一環として、夏休みこども村や少年サッカー大会を実施し、地域住民等との連携や食農教育を含めた都市農業の重要性をPRします。	夏休みこども村・少年サッカー大会の開催回数	各年1回開催	少年サッカー大会 令和3年12月4日(土)・12月5日(日)開催 (多摩市)
	② 管内3市で開催される市民まつりや産業祭等に積極的に参加し、都市農業の情報発信、PRをして地域拠点活動を展開します。	管内3市で開催されるイベント等への参加実績	日野市：日野市産業まつりへ参加 多摩市：ガーデンシティー多摩へ参加 稲城市：のまち いなぎ市民祭へ参加	コロナ禍のため開催中止
	③ 多面的な情報発信手段として、JAアグリパーク等を中心として地域農業振興に繋がる継続的なイベントを開催し、都心から一般市民、消費者に向けて地域農業の情報を発信します。	JAアグリパークでのイベント開催回数	年1回開催	JA東京アグリパークイベント 令和3年8月31日～9月3日に開催
地域社会と組合員に評価される事業展開とアクティブ・メンバーシップの確立	① 行政、商工会等の多様な組織との連携を図り、地域特産品の原料を加工した新たな6次化商品の開発に取り組みます。	新たに開発する6次化商品数	2品目以上開発	「ベジいるパスタ」3品目(カボチャ・トマト・ホウレンソウ) 開発・販売
	② JA全農東京と折衝し、生産効率化のためスケールメリットで肥料や資材等の価格の引き下げをすることによる生産トータルコストの低減を図り、農業者の所得増大に貢献します。	肥料・資材等の早期予約販売(キャンペーン)の実施回数	肥料キャンペーン販売：2回実施 資材キャンペーン販売：1回実施	「超セール」 肥料「超セール」2回実施 資材「超セール」1回実施 農業「超セール」1回実施
	③ 組織活性化施策の一環として「女性の集い」「女性大学」等を継続的に開催し、組合員「アクティブ・メンバーシップ」の確立を図ります。	「女性の集い」の開催回数と参加者数、「女性大学」の開催回数と受講者数	女性の集い：1回開催・参加者全地区で ①15組 ②16組 ③17組 女性大学：1回開催 受講者数①10名 ②11名 ③12名	コロナ禍のため開催中止

社会的責任と貢献活動

全般に関する事項

J A東京みなみは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割りや、金融機関としての役割りなど、協同組合組織として、組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという社会的責任を担っています。

1 地域からの資金調達の状況

- (1) 貯金・積金残高 183,215百万円（令和4年3月31日）
- (2) 貯金商品 定期貯金・普通貯金・定期積金 他

2 地域への資金供給の状況

- (1) 貸出金残高（総合口座貸越を除く） 37,917百万円（令和4年3月31日）

3 文化的・社会的貢献に関する事項

- 地産地消による地域の活性化と安心安全な農産物の提供
- 学校給食への地場農産物の活用と地域農業の理解・促進
- 学童農園等農業体験活動の実施
- 市民農園・体験農園の設置
- 少年サッカー大会開催
- TACによる学童農園への出前授業の開催及び次世代対策として農業者と連携した食育活動の展開
- 夏休み子ども村（食育事業）

4 地域密着型金融への取り組み

当組合では、地域密着型金融機関として下記の金融商品の取扱いを行っています。

- (1) 貯金
 - メンバーシップ定期貯金「みなみの組合員定期貯金」（取扱期間 令和4年4月1日～）
 - 【正組合員（家族含む）】店頭金利+0.12%
 - 【准組合員（家族含む）】店頭金利+0.10%
 - やすらぎ定期積金（取扱期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日）
「J A東京みなみ やすらぎ友の会」入会による会員特典（葬祭利用時の特典）
 - 収穫体験付き定期積金（令和4年7月1日～令和4年9月30日）
（ブルーベリー摘み取りまたは芋ほり収穫体験ができる特典）
- (2) 貸出金
 - 自己住宅ローン「夢によりぞう住宅ローン トリプルアシスト」他
 - 賃貸住宅ローン（新築・リフォーム・借換等）
 - 独自ローン（賃貸住宅のリフォーム・事業設備資金等）
 - 営農資金（農機具・農業用構築物・農業用自動車等）
 - 小口ローン（マイカーローン・教育ローン等）
- (3) 共済
 - ひと・いえ・くるまの総合保障「建物更生共済・子ども共済・医療共済・年金共済・自動車共済他」

組合員・利用者の満足度向上を目的に、地域密着であるJAの魅力を活かしたフォロー活動（3Q訪問活動）の取組強化・定着を図ります。

リスク管理の状況

リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

1 信用リスク管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務企画部 融資課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2 市場リスク管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3 流動性リスク管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことで、当JAは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことで、

当JAは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

1. 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
1. 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
1. 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
1. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
1. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

信 務 協 会 事 業 規 程 (第 2 条 第 4 号)

信 〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般に係る企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括管理者を代表理事副組合長、副統括管理者を常務理事とし、コンプライアンスの統括管理を行っています。また、組合等のコンプライアンスに関する問題を一元的に管理・統括する部署はリスク管理室とし、リスク管理室長をコンプライアンス統括責任者としています。

また、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス計画を策定し、実効ある推進に努めています。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融ADR制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当JAは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口 リスク管理室（電話：042-594-1011）

※受付時間 平日 午前9時～午後5時

2 紛争解決措置の内容

当JAは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- 信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

当JAの苦情等受付窓口又は一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

- 共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠償保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。当JAの苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当JAは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当JAは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、22.69%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

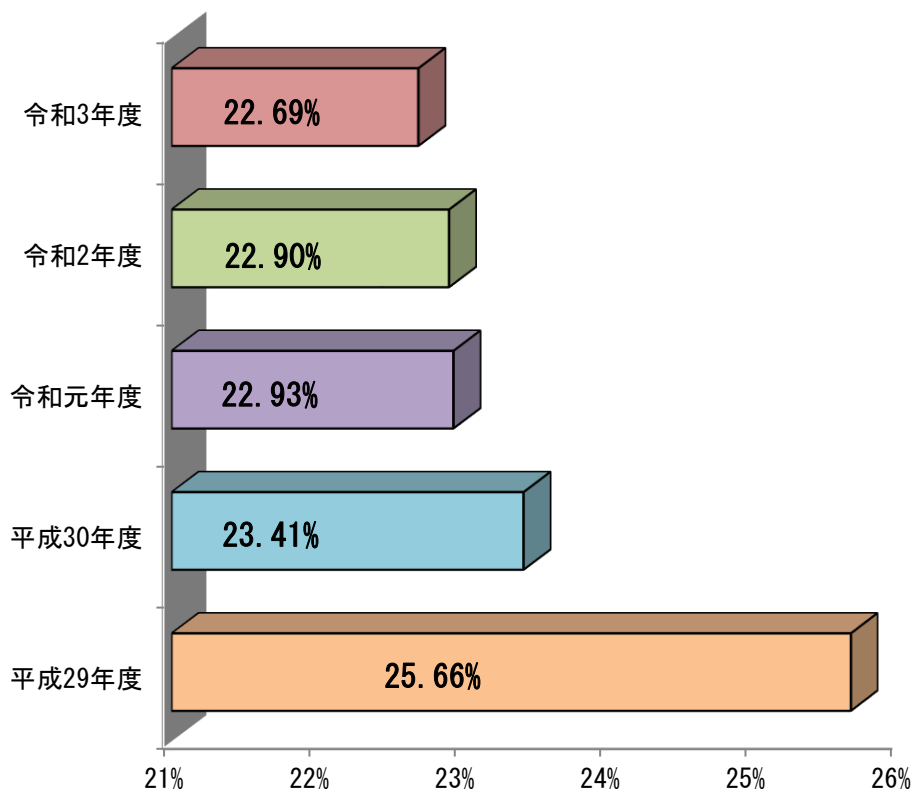
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	東京南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	15,382百万円(前年度15,184百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本比率の推移



事業のご案内

当JAは地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

1 信用事業

信用事業では、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。JAの信用事業は、組合員・利用者の皆様に大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、全国のJA・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネットで組合員・利用者の皆様に信頼される金融機関をめざしています。

また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を図っています。

貯金業務

組合員や地域の利用者の皆様の大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種類	特徴
総合口座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当座貯金	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯蓄貯金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納税準備貯金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出は原則として、税金の納付のためとしております。
通知貯金	まとまった資金を短期間（7日以上）お預りする貯金です。お支払いの場合、事前（2営業日以上）に通知が必要です。
スーパー定期貯金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。お預入れいただく期間（1か月～5年）をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自由金利型定期貯金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変動金利定期貯金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期日指定定期貯金	個人のお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積立式定期貯金	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定期積金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。



©よりぞう

融資業務

組合員や地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。
住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆様に必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。
また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種 類	特 徴
自 己 住 宅 ロ ー ン	(一般型・100%応援型) 住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金などにご利用いただけます。
	(借換応援型) 他の金融機関からの借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃 貸 住 宅 ロ ー ン	アパートやマンションの建設・増改築・補修改修の資金にご利用いただけます。
マ イ カ ー ロ ー ン	自動車・バイクの購入や修理・車検などの資金にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	お子様たちの進学をJAが支援します。入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。
賃貸住宅リフォームローン (無担保)	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチンなどの設備住宅に付帯する設備等にご利用いただけます。
フ リ ー ロ ー ン	結婚・旅行・電化製品のお買物など生活設計資金にご利用いただけますので、暮らしを彩るさまざまなプランにご利用いただけます。
営 農 資 金	農機具の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけます。

為替業務

全国のJAをはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JA本支店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取り扱いをしています。
また、小切手や手形等のお取り立てもお取り扱いをしています。

種 類	特 徴
振 込 ・ 送 金	当JAの本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代 金 取 立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行い口座にご入金いたします。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスがお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

証券窓販業務

個人向け利付国庫債券（個人向け国債）、投資信託の窓口販売のお取り扱いをしております。

種 類	特 徴
国 債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。
投 資 信 託 (令和4年10月1日 取扱開始予定)	投資信託のご購入資金は運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資し、これによって得た収益を分配金としてお返しするものです。したがって、基準価格が変動するので元本および分配金の保証はありません。

JAバンク・セーフティネット

JAバンクでは、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。
これにより、組合員・利用者みなさまにより一層の安全をお届けしています。

破綻未然
防止システム



貯金保険制度

JAバンクの健全性を確保し、JAなどの経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には次のとおりです。

- ① 個々のJAなどの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い問題点を早期に発見。
- ② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善などを実施。
- ③ 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」などを活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

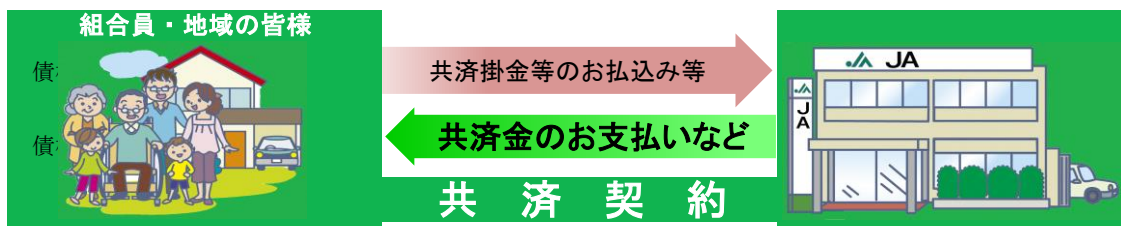
「貯金保険制度」は、JA・信連・農林中金などが加入している、貯金者保護のための公的な制度です。

万が一、JAが貯金などの払戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

2 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。
当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身の暮らしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

種類	特徴
終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養老生命共済	「万一のときの保障」と「将来の資金づくり」で保障と貯蓄を両立させたプランです。「満期で受け取る」、「途中で受け取る」など貯蓄的な機能と「充実した保障」とさまざまなプランを選択いただけます。
引受緩和型終身共済	健康状態に不安のある方でもご加入しやすい万保障プランです。通院中の方も、病歴がある方も簡便な告知でご加入いただけます。18歳～80歳の方まで幅広くご利用いただけます。
定期生命共済	一定期間の万一のときを保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。
医療共済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。一人ひとりのニーズにあわせて、保障の手厚さ、保障の長さ、掛金を払う期間などを選ぶことができます。先進医療保障を加えることで、最新の治療を安心して受けることができます。さらに、万保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
がん共済	がんと闘うあなたの「生きる」を応援し、一生涯にわたって手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介護共済	「長生きの時代に安心して暮らしていける」に備えるプランです。公的介護保険制度に定める「要介護2～5」に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったときなどに介護共済金が受け取れます。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動したわかりやすい保障です。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障プランです。「継続的にささえるプラン」と「まとまったお金で支えるプラン」を選択いただけます。
子ども共済	「お子さまの入学資金づくり」に加え、「お子さまの入院・手術も保障」するお子様向けのプランです。「ご契約者(親)がもしものとき、共済掛金いただかない」、「入園、入学にあわせて学資金を受け取る」など保障・特約を選択いただけます。
特定重度疾病共済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
予定利率変動型年金共済	「確実に受け取れる」をモットーに積立感覚で老後の生活資金を計画的に準備するためのプランです。医師の審査なしの簡単な手続きで加入でき、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

- 火災に備える
- 地震などの自然災害に備える
- 災害等によるケガに備える

種類	特徴
建物更生共済	「建物」や「家財」の損害を幅広く保障するプランです。プランにより、火災はもちろん、台風や地震などの自然災害やケガにも、しっかり備えることができます。掛け捨てではありませんので満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金として活用できます。
火災共済	お住まいの建物の火災によって損害を受けた時に保障するプランです。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

- 相手方への賠償に備える
- 事故によるケガ等に備える
- お車の修理に備える

種類	特徴
自動車共済	事故にあわれた相手方への対人・対物保障をはじめ、お車を運転されていたご自身・同乗されていた方々のための傷害補償や車両保障など万一の事故に幅広く保障するプランです。
自賠責共済	自動車事故被害者の保護・救済のため法律に基づき、すべての自動車（バイク・原付も含まれます）に加入が義務づけられています。未加入の場合、法律違反となりますのでご注意ください。

3 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆様の暮らしを結ぶお手伝いをしています。

また、各地区の直売施設では、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を販売しています。

販売事業

管内で生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費者に届けています。



購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品の商品を安定的に提供しています。



4 宅地等供給事業

組合員の皆様の大切な農地などの資産管理および有効活用について相談・支援する事業です。

不動産仲介業務・アパート管理なども行っており、地域の皆さまに良好な環境と質の高い賃貸住宅を提供し、豊かな地域社会づくりのお手伝いをさせていただいています。

5 利用事業

J A東京みなみセレモニーセンターでは、組合員や地域の皆様に安心してご利用いただけるよう事前相談などを通じ、葬儀に対する不安を少しでも解消し、「真心のこもった」ご葬儀のお手伝いをさせていただいています。

また、年中無休24時間体制でご家族の方の万一年にえられる体制を整えています。

6 指導事業

営農指導はJAの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

- 平成29年10月に新設された大型農産物直売所「みなみの恵み」等、ファーマーズマーケットを拠点とする販売力の強化と農業生産の拡大を実現するため、『TAC』の営農指導力・事業提案力が不可欠であり、その機能発揮を図っています。

- 消費者や地域住民に新鮮・安全・安心な農畜産物の直売や学校給食への供給、体験農業などの食農教育を通じた「身近で大切な農業」を果たす多面的機能のある都市農業への理解を農業者とともに進めています。

※TAC（タック）：担い手農家組合員に出向く活動を行う「指導経済渉外担当者」

各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和4年4月1日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

為替手数料

種	類	同一店舗内振込	当組合本支店あて	他金融機関あて
振込	文書扱い	1万円未満1件につき		330円
		1万円以上3万円未満1件につき		440円
		3万円以上1件につき		660円
手	電信扱い	1万円未満1件につき	無料	110円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	220円
		3万円以上1件につき	無料	440円
数	ATM扱い	1万円未満1件につき	無料	110円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	110円
		3万円以上1件につき	無料	330円
料	インターネット扱い	1万円未満1件につき	無料	110円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料	110円
		3万円以上1件につき	無料	220円
送金手数料	1件につき		440円	660円

手形・小切手取立等手数料

種	類	手数料
代金取立	普通扱い	1通につき 990円
	至急扱い	1通につき 1,100円
その他	送金・振込の組戻料	1件につき 660円
	取立手形の組戻料	1通につき 1,100円
	不渡手形の返却料	1通につき 1,100円
	取立手形の店頭呈示料(※)	1通につき 1,100円
	離島回金手数料	無料

※ ただし、1,100円を超える経費を要する場合は、その実費とする。

手形・小切手発行手数料

種	類	手数料
当座小切手	(50枚)	1,100円
約束手形	(20枚)	880円
為替手形	(20枚)	880円
専用	手形(1枚)	770円
自己宛	小切手(1枚)	770円

当座貯金開設手数料

種	類	手数料
当座貯金		無料
マル専	当座貯金	3,300円

硬貨両替・金種指定払出手数料

手数料	両替金受入・払出枚数			
	100枚まで	101枚~300枚まで	301枚~500枚まで	501枚以上
手数料	無料	110円	220円	330円

その他の手数料

種 類	手 数 料
残高証明書（貯金）	
発行基準日が発行依頼日の3ヵ月未満（1通）	220円
発行基準日が発行依頼日の3ヵ月以上（1通）	550円
取引履歴明細（1口座毎）	
過去5年以内 枚数10枚まで	550円
過去5年超 枚数10枚まで	1,100円
枚数10枚超は1枚につき	22円
郵送による交付をご希望の場合は別途	1,000円
残高証明書（出資金）1通につき	220円
その他証明書（お客様ご指定書式等）	各手数料に準ずる
通帳・証書再発行	550円
ICキャッシュカードの再発行	1,100円
貸金庫カードの再発行	1,100円
定時自動送金※	
1 契約 送金の都度 取扱手数料	55円
自店舗	55円＋無料
僚店	55円＋振込手数料
他金融機関	55円＋振込手数料

※当農協支店間・他農協・他金融機関への送金は、別途振込手数料がかかります。

融資関係手数料

種 類	手 数 料
残高証明書	220円
新規事務取扱手数料	
不動産担保貸付	33,000円
定期貯金・定期積金担保	3,300円
住宅ローン	33,000円
無担保貸付・小口ローン（抵当権設定案件含む）	5,500円
条件変更事務取扱手数料	
債権内容変更（登記あり）	
不動産担保貸付	11,000円
小口ローン（抵当権設定案件含む）	5,500円
債権内容変更（登記なし）	
不動産担保貸付	5,500円
定期貯金・定期積金担保	3,300円
無担保貸付	5,500円
小口ローン（抵当権設定案件含む）	5,500円
債務引受（免責的・併存的）（登記あり）	
不動産担保貸付	5,500円
小口ローン（抵当権設定案件含む）	5,500円
債務引受（免責的・併存的）（登記なし）	
定期貯金・定期積金担保	3,300円
無担保貸付	5,500円
小口ローン（抵当権設定案件含む）	5,500円
その他（登記あり）	
不動産担保貸付	5,500円
小口ローン（抵当権設定案件含む）	5,500円
その他（登記なし）	
不動産担保貸付	5,500円
定期貯金・定期積金担保	3,300円
無担保貸付	5,500円
小口ローン（抵当権設定案件含む）	5,500円
繰上返済事務取扱手数料	
一部繰上返済（登記あり）	
不動産担保貸付	11,000円
小口ローン（抵当権設定案件含む）	5,500円
一部繰上返済（登記なし）	
定期貯金・定期積金担保	3,300円
無担保貸付	5,500円
小口ローン（抵当権設定案件含む）	5,500円
ネットバンク（自己住宅ローンのみ）	無 料
全額繰上返済（実行日から）	
不動産担保貸付	
3年以内	22,000円
5年以内	11,000円
5年超	5,500円
定期貯金・定期積金担保	3,300円
無担保貸付	5,500円
小口ローン（抵当権設定案件含む）	5,500円

金庫利用手数料

種 類	手 数 料
貸金庫	
中型（高さ100mm）	年間 19,800円
大型（高さ140mm）	年間 26,400円
貸金庫カード再発行	1,100円

貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 信用事業資産	186,294,581	190,249,017
(1) 現金	520,878	514,070
(2) 預金	126,814,437	130,143,223
系統預金	124,314,433	127,643,223
系統外預金	2,500,004	2,500,000
(3) 有価証券	20,873,997	21,498,197
国債	4,818,779	4,889,184
地方債	2,728,108	2,474,961
政府保証債	229,510	225,600
社債	11,666,950	12,981,602
受益証券	1,430,650	926,850
(4) 貸出金	37,968,980	37,980,194
(5) その他の信用事業資産	144,444	146,126
未収収益	126,531	127,141
その他の資産	17,912	18,984
(6) 貸倒引当金	△28,156	△32,794
2. 共済事業資産	8,453	6,297
3. 経済事業資産	42,269	47,390
(1) 経済事業未収金	15,708	14,962
(2) 棚卸資産	25,875	30,717
購買品	22,406	27,089
その他の棚卸資産	3,468	3,628
(3) その他の経済事業資産	690	1,709
(4) 貸倒引当金	△5	-
4. 雑資産	254,403	186,069
5. 固定資産	2,315,136	2,191,505
(1) 有形固定資産	2,302,582	2,177,928
建物	2,850,930	2,852,110
機械装置	28,544	29,252
土地	481,541	481,541
その他の有形固定資産	520,332	520,494
減価償却累計額	△1,578,766	△1,705,469
(2) 無形固定資産	12,553	13,576
6. 外部出資	6,865,020	6,912,940
(1) 外部出資	6,865,020	6,912,940
系統出資	5,931,710	5,979,630
系統外出資	933,310	933,310
7. 繰延税金資産	72,233	163,955
資産の部合計	195,852,097	199,757,175

負債の部

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 信用事業負債	179,385,003	183,250,184
(1) 貯金	179,333,110	183,215,800
(2) その他の信用事業負債	51,892	34,384
未払費用	13,999	11,084
その他の負債	37,893	23,299
2. 共済事業負債	308,249	295,990
(1) 共済資金	131,536	110,564
(2) 未経過共済付加収入	171,232	179,934
(3) 共済未払費用	600	551
(4) その他の共済事業負債	4,879	4,939
3. 経済事業負債	75,620	65,633
(1) 経済事業未払金	75,469	65,531
(2) 経済受託債務	109	72
(3) その他の経済事業負債	41	29
4. 雑負債	224,418	272,875
(1) 未払法人税等	20,733	78,690
(2) 資産除去債務	96,831	97,309
(3) その他の負債	106,854	96,875
5. 諸引当金	366,367	381,384
(1) 賞与引当金	123,631	122,117
(2) 退職給付引当金	227,227	237,343
(3) 役員退職慰労引当金	15,508	21,923
負債の部合計	180,359,659	184,266,067
・純資産の部		
1. 組合員資本	15,321,420	15,517,300
(1) 出資金	693,899	682,231
(2) 資本準備金	429	429
(3) 利益剰余金	14,647,604	14,855,628
利益準備金	1,510,010	1,510,010
その他の利益剰余金	13,137,594	13,345,618
目的積立金	2,426,000	2,576,000
特別積立金	9,875,000	9,875,000
当期末処分剰余金	836,594	894,618
(うち当期剰余金)	(260,275)	(373,305)
(4) 処分未済持分	△20,513	△20,989
2. 評価・換算差額等	171,017	△26,192
(1) その他有価証券評価差額金	171,017	△26,192
純資産の部合計	15,492,438	15,491,108
負債及び純資産の部合計	195,852,097	199,757,175

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 事業総利益	2,125,194	2,215,613
事業収益	3,099,325	2,921,367
事業費用	974,130	705,754
(1) 信用事業収益	1,499,740	1,508,981
資金運用収益	1,394,652	1,417,559
(うち預金利息)	(556,841)	(554,216)
(うち有価証券利息)	(200,022)	(200,115)
(うち貸出金利息)	(477,012)	(462,600)
(うちその他受入利息)	(160,775)	(200,627)
役務取引等収益	34,129	30,912
その他事業直接収益	29,416	23,535
その他経常収益	41,540	36,974
(2) 信用事業費用	106,497	140,274
資金調達費用	28,596	21,703
(うち貯金利息)	(28,136)	(21,278)
(うち給付補填備金繰入)	(457)	(414)
(うちその他支払利息)	(2)	(10)
役務取引等費用	6,245	6,477
その他事業直接費用	2,692	39,142
その他経常費用	68,962	72,952
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(4,637)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△4,074)	-
信用事業総利益	1,393,242	1,368,706
(3) 共済事業収益	448,362	449,734
共済付加収入	417,559	422,374
その他の収益	30,802	27,360
(4) 共済事業費用	18,357	16,494
共済推進費	15,895	14,096
その他の費用	2,461	2,398
共済事業総利益	430,005	433,240
(5) 購買事業収益	599,284	273,859
購買品供給高	594,069	251,641
購買手数料	1,761	20,023
その他の収益	3,453	2,194
(6) 購買事業費用	525,469	211,479
購買品供給原価	522,071	207,596
その他の費用	3,397	3,883
(うち貸倒引当金繰入額)	(5)	-
購買事業総利益	73,814	62,379
(7) 販売事業収益	225,794	225,765
販売品販売高	212,280	211,258
販売手数料	13,321	14,390
その他の収益	193	116
(8) 販売事業費用	178,066	177,388
販売品販売原価	173,734	172,765
その他の費用	4,332	4,623
販売事業総利益	47,728	48,376

科 目	令和2年度	令和3年度
(9) 加工事業収益	465	575
(10) 加工事業費用	33	10
加工事業総利益	432	565
(11) 利用事業収益	186,113	219,811
(12) 利用事業費用	108,746	127,172
利用事業総利益	77,367	92,639
(13) 宅地等供給事業収益	131,913	232,574
(14) 宅地等供給事業費用	4,899	3,703
宅地等供給事業総利益	127,013	228,871
(15) 指導事業収入	7,650	10,065
(16) 指導事業支出	32,059	29,231
指導事業収支差額	△24,409	△19,165
2. 事業管理費	1,918,550	1,876,393
(1) 人件費	1,352,019	1,322,393
(2) 業務費	170,088	168,585
(3) 諸税負担金	94,155	89,555
(4) 施設費	292,683	288,351
(5) その他事業管理費	9,603	7,506
事業利益	206,644	339,220
3. 事業外収益	103,188	117,687
(1) 受取雑利息	24	9
(2) 受取出資配当金	80,048	90,522
(3) 賃貸料	11,083	13,161
(4) 雑収入	12,032	13,994
4. 事業外費用	1,823	381
(1) 寄付金	575	311
(2) 雑損失	1,248	70
経常利益	308,008	456,526
税引前当期利益	308,008	456,526
法人税・住民税及び事業税	38,878	98,667
法人税等調整額	8,854	△15,446
法人税等合計	47,733	83,221
当期剰余金	260,275	373,305
当期首繰越剰余金	576,318	521,313
当期未処分剰余金	836,594	894,618

第 33 期 注記表

東京南農業協同組合

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

②その他有価証券

(イ) 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産：買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日最終改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業

葬祭施設を共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当JAは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日改正。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日最終改正)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の事業収益及び事業費用がそれぞれ180,433千円減少しています。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日最終改正)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 32,794千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 183,528 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当 J A の経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期経営計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当 J A の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は398,142千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	292,724千円	構築物	77,997千円	機械装置	14,978千円
器具備品	12,442千円				

2. 担保に供している資産

国債30,024千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、定期預金1,100,000千円を為替決済の担保として、定期預金500千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 656,765 千円

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は91,763千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,763千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務企画部融資課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.11%上昇したものと想定した場合には、経済価値が221,044千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	130,143,223	129,939,016	△204,207
有価証券			
満期保有目的の債券	3,400,000	3,298,120	△101,880
その他有価証券	18,098,197	18,098,197	-
貸出金	37,980,194		
貸倒引当金(*1)	△ 32,794		
貸倒引当金控除後	37,947,399	38,383,009	435,610
資産計	189,588,820	189,718,343	129,523
貯金	183,215,800	183,224,655	8,855
負債計	183,215,800	183,224,655	8,855

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によつています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によつています。

投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によつており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用しています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資

6,912,940

外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日最終改正)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	127,643,223					2,500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	3,400,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	217,999	417,999	951,899	17,999	417,999	16,013,952
貸出金(*1, 2, 3)	2,763,226	2,462,979	2,340,497	2,281,994	2,193,564	25,636,989
合計	130,624,450	2,880,978	3,292,396	2,299,993	2,611,564	47,550,942

(*1) 貸出金のうち、当座貸越63,416千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等23,460千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件277,482千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	180,831,038	1,265,813	868,248	136,803	113,896	-
合 計	180,831,038	1,265,813	868,248	136,803	113,896	-

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	1,400,000	1,433,450	33,450
	小 計	1,400,000	1,433,450	33,450
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,000,000	1,864,670	△135,330
	小 計	2,000,000	1,864,670	△135,330
合 計		3,400,000	3,298,120	△101,880

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*1)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券			
	国債	710,684	630,229	80,454
	地方債	2,004,040	1,801,241	202,798
	政府保証債	225,600	200,752	24,847
	社債	5,120,660	5,003,695	116,964
	受益証券	-	-	-
	小 計	8,060,984	7,635,918	425,065
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券			
	国債	4,178,500	4,416,179	△237,679
	地方債	470,921	485,000	△14,079
	政府保証債	-	-	-
	社債	4,460,942	4,597,421	△136,479
	受益証券	926,850	1,000,000	△73,150
	小 計	10,037,213	10,498,601	△461,388
合 計		18,098,197	18,134,519	△36,322

(*1)なお、上記の差額に繰延税金資産10,130千円を加えた額△26,192千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
国債	300,267	2,124	-
地方債	395,354	13,256	1,242
社債	507,902	8,155	-
受益証券	459,100	-	40,900
合 計	1,662,623	23,535	42,142

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額649,733千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	227,227	千円
退職給付費用	27,399	千円
退職給付の支払額	<u>△ 17,282</u>	千円
期末における退職給付引当金	237,343	千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	237,343	千円
未積立退職給付債務	237,343	千円
退職給付引当金	237,343	千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	27,399	千円
特定退職金共済制度への拠出金	41,185	千円
臨時に支払った割増退職金	<u>1,000</u>	千円
合計	69,584	千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,823千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、142,691千円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
賞与引当金		34,058
退職給付引当金		66,195
役員退職慰労引当金		6,114
賞与引当金未払保険料		5,220
未払法人事業税及び未払特別法人事業税		6,337
資産除去債務		27,139
減価償却費超過額		33,928
その他有価証券評価差額金		10,130
その他		819
繰延税金資産小計		189,943
評価性引当額		△6,415
繰延税金資産合計 (A)		183,528
繰延税金負債		
資産除去債務 (建物・構築物)		△19,572
繰延税金負債合計 (B)		△19,572
繰延税金資産の純額 (A) + (B)		163,955

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.89 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.67 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.77 %
住民税均等割等	0.19 %
評価性引当額の増減	0.39 %
事業分量配当金	△9.05 %
その他	△0.09 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.23 %

Ⅸ. 収益認識に関する注記

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

Ⅹ. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上している資産除去債務

(1) 当該資産除去債務の概要

当JAの日野支店金融店舗兼日野万願寺直売所は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃貸契約終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は18年、割引率は0.4938%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	96,831千円
時の経過による調整額	478千円
期末残高	97,309千円

第 32 期 注記表

東京南農業協同組合

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

②その他有価証券

(イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購 買 品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

5. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、従来、損益計算書に関する注記に記載しておりました事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

II. 表示方法の変更に関する注記

1. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号2020年3月31日）の適用

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2により「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

28,162 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) その他の情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討した上で、返済能力を判断し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

159,500 千円※

※繰延税金資産の総額を記載しています。繰延税金資産の内訳は、「Ⅷ. 税効果会計に関する注記」の「1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳」に記載しています。

(2) その他の情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は398,142千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	292,724千円	構築物	77,997千円	機械及び装置	14,978千円
器具備品	12,442千円				

2. 担保に供している資産

国債30,129千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、定期預金1,100,000千円を為替決済の担保として、定期預金500千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 702,736 千円

4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は108,464千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は108,464千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資部 融資審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が252,244千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	126,814,437	126,746,141	△68,296
有価証券			
満期保有目的の債券	3,600,000	3,605,810	5,810
その他有価証券	17,273,997	17,273,997	-
貸出金(*1)	37,970,199		
貸倒引当金(*2)	△ 28,156		
貸倒引当金控除後	37,942,042	38,505,705	563,662
資産計	185,630,477	186,131,654	501,176
貯金	179,333,110	179,347,453	14,342
負債計	179,333,110	179,347,453	14,342

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金1,218千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしていません。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)
貸借対照表計上額
6,865,020

外部出資

外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	124,314,437					2,500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	3,600,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	16,663	218,613	416,663	946,663	16,663	15,323,722
貸出金(*1,2)	2,699,351	2,528,240	2,842,930	2,259,152	2,197,135	25,059,450
合計	127,030,452	2,746,853	3,259,594	3,205,815	2,213,799	46,483,172

(*1) 貸出金のうち、当座貸越69,082千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件382,720千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	176,790,818	1,412,386	867,557	152,588	109,758	
合計	176,790,818	1,412,386	867,557	152,588	109,758	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	2,100,000	2,156,680	56,680
	小 計	2,100,000	2,156,680	56,680
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	1,500,000	1,449,130	△50,870
	小 計	1,500,000	1,449,130	△50,870
合 計		3,600,000	3,605,810	5,810

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券			
	国債	723,959	630,181	93,777
	地方債	2,336,946	2,084,803	252,142
	政府保証債	229,510	200,819	28,690
	社債	5,768,410	5,606,794	161,615
	受益証券	-	-	-
	小 計	9,058,825	8,522,599	536,226
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券			
	国債	4,094,820	4,220,360	△125,540
	地方債	391,161	395,000	△3,838
	政府保証債	-	-	-
	社債	2,298,540	2,398,874	△100,334
	受益証券	1,430,650	1,500,000	△69,350
	小 計	8,215,171	8,514,235	△299,063
合 計		17,273,997	17,036,835	237,162

(*)なお、上記差額から繰延税金負債66,144千円を差し引いた額171,017千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
国債	494,959	3,281	-
地方債	703,357	23,450	-
社債	589,992	2,685	2,692
合 計	1,788,309	29,416	2,692

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額638,595千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	239,748	千円
退職給付費用	30,440	千円
退職給付の支払額	<u>△ 42,960</u>	千円
期末における退職給付引当金	227,227	千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	227,227	千円
未積立退職給付債務	227,227	千円
退職給付引当金	227,227	千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	30,440	千円
特定退職金共済制度への拠出金	40,801	千円
臨時に支払った割増退職金	<u>4,000</u>	千円
合計	75,241	千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,041千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、164,151千円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
賞与引当金		34,480
退職給付引当金		63,373
役員退職慰労引当金		4,325
賞与引当金未払保険料		5,247
未払法人事業税及び未払特別法人事業税		2,469
資産除去債務		27,006
減価償却超過額		26,389
その他		834
繰延税金資産小計		164,126
評価性引当額		△4,625
繰延税金資産合計 (A)		159,500
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△66,144
資産除去債務 (建物・構築物)		△21,121
繰延税金負債合計 (B)		△87,266
繰延税金資産の純額 (A) + (B)		72,233

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.89 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.62 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.62 %
住民税均等割等	0.28 %
評価性引当額の増減	△0.62 %
事業分量配当金	△13.14 %
その他	△0.15 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.50 %

Ⅸ. その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上している資産除去債務

(1) 当該資産除去債務の概要

当JAの日野支店金融店舗兼日野万願寺直売所は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃貸契約終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は18年、割引率は0.4938%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	96,355千円
時の経過による調整額	476千円
期末残高	96,831千円

剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	令和2年度	令和3年度
	令和3年6月26日総代会承認	令和4年6月25日総代会承認
当期末処分剰余金 (A)	836,594	894,618
剰余金処分量 (B)	315,280	367,985
任意積立金	150,000	200,000
経営基盤強化積立金	(150,000)	(200,000)
出資配当金	20,187	19,833
(出資配当率)	(3.00%)	(3.00%)
事業分量配当金	145,093	148,151
次期繰越剰余金 (A - B)	521,313	526,633

注1 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

(単位：千円)

事業区分		令和2年度		令和3年度	
		配当基準	配当金額	配当基準	配当金額
信用	貯金	大口定期・S定期・自由期日・積定年間平均残高に対し0.2%	145,093	大口定期・S定期・期日指定・積定年間平均残高に対し0.2%	148,151
事業分量配当金合計			145,093		148,151

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額28,000千円が含まれていません。

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
繰越額	28,000	28,000

部門別損益計算書

◇ 令和3年度

区 分	合計	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管 理費等
事業収益 ①	2,921,367	1,508,981	449,734	409,684	542,901	10,065	
事業費用 ②	705,754	140,274	16,494	321,070	198,683	29,231	
事業総利益 (①-②) ③	2,215,613	1,368,706	433,240	88,614	344,218	△19,165	
事業管理費 ④	1,876,393	957,718	215,376	305,924	274,600	122,773	
(うち減価償却費 ⑤)	(139,711)	(65,001)	(17,468)	(38,469)	(13,473)	(5,298)	
(うち人件費 ⑤')	(1,322,393)	(631,160)	(160,091)	(206,623)	(219,905)	(104,613)	
※うち共通管理費 ⑥		339,310	81,316	77,427	78,996	25,739	△602,789
(うち減価償却費 ⑦)		(13,052)	(3,127)	(2,978)	(3,038)	(990)	(△23,187)
(うち人件費 ⑦')		(217,719)	(52,176)	(49,681)	(50,688)	(16,515)	(△386,781)
事業利益 (③-④) ⑧	339,220	410,987	217,863	△217,310	69,617	△141,939	
事業外収益 ⑨	117,687	66,246	15,876	15,116	15,423	5,025	
※うち共通分⑩		66,246	15,876	15,116	15,423	5,025	△117,687
事業外費用 ⑪	381	214	51	48	49	16	
※うち共通分⑫		214	51	48	49	16	△381
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	456,526	477,019	233,688	△202,242	84,990	△136,930	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑰		-	-	-	-	-	-
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	456,526	477,019	233,688	△202,242	84,990	△136,930	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		81,610	19,403	21,429	14,487	△136,930	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	456,526	395,409	214,285	△223,671	70,503		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工等の事業を指します。
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給・利用等の事業を指します。

- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

- 配賦割合(上記2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	56.30%	13.49%	12.84%	13.10%	4.27%	100.00%
営農指導事業	59.60%	14.17%	15.65%	10.58%		100.00%

◇ 令和2年度

区 分	合計	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	3,990,325	1,499,740	448,362	618,943	524,629	7,650	
事業費用 ②	974,130	106,497	18,357	525,436	291,779	32,059	
事業総利益 (①-②) ③	2,125,194	1,393,242	430,005	93,506	232,849	△24,409	
事業管理費 ④	1,918,550	983,755	224,679	322,568	270,641	116,904	
(うち減価償却費 ⑤)	(144,096)	(69,311)	(17,782)	(38,310)	(13,463)	(5,227)	
(うち人件費 ⑤')	(1,352,019)	(649,881)	(167,003)	(218,903)	(217,526)	(98,705)	
※うち共通管理費 ⑥		351,348	83,876	83,109	70,951	24,745	△614,030
(うち減価償却費 ⑦)		(13,130)	(3,134)	(3,106)	(2,651)	(924)	(△22,948)
(うち人件費 ⑦')		(224,485)	(53,590)	(53,100)	(45,332)	(15,810)	(△392,319)
事業利益 (③-④) ⑧	206,644	409,486	205,325	△229,061	△37,791	△141,314	
事業外収益 ⑨	103,188	59,044	14,095	13,966	11,923	4,158	
※うち共通分⑩		59,044	14,095	13,966	11,923	4,158	△103,188
事業外費用 ⑪	1,823	1,043	249	246	210	73	
※うち共通分⑫		1,043	249	246	210	73	△1,823
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	308,008	467,487	219,171	△215,342	△26,078	△137,229	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑰		-	-	-	-	-	-
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	308,008	467,487	219,171	△215,342	△26,078	△137,229	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		83,380	19,678	22,148	12,021	△137,229	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	308,008	384,107	199,492	△237,490	△38,100		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工等の事業を指す。
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給・利用等の事業を指します。
- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - 共通管理費等
(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業利益割)の平均値
 - 営農指導事業
(均等割+事業総利益割)の平均値
- 配賦割合(上記2の配賦基準で算出した配賦の割合) (単位：%)

区 分	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	計
共通管理費	57.23%	13.66%	13.53%	11.55%	4.03%	100.00%
営農指導事業	60.76%	14.34%	16.14%	8.76%		100.00%

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年7月25日

東京南農業協同組合

代表理事組合長 **小林 和男**

会計監査人の監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益(事業収益)	3,314	3,207	3,204	3,099	2,921
信用事業収益	1,743	1,674	1,642	1,499	1,508
共済事業収益	466	470	466	448	449
購買事業収益	514	436	470	599	273
販売事業収益	151	199	191	225	225
その他事業収益	437	426	433	326	463
経常利益	375	371	443	308	456
当期剰余金	310	251	358	260	373
出資金	720	708	701	693	682
(出資口数)	(720, 206)	(708, 692)	(701, 685)	(693, 899)	(682, 231)
純資産額	15,481	15,578	15,440	15,492	15,491
総資産額	184,155	187,764	193,851	195,852	199,757
貯金等残高	167,279	170,800	177,224	179,333	183,215
貸出金残高	43,379	40,689	37,924	37,968	37,980
有価証券残高	12,790	16,073	20,416	20,873	21,498
剰余金配当金額	146	153	160	165	167
出資配当額	20	20	20	20	19
事業利用分量配当額	126	133	140	145	148
職員数	156	155	156	156	153
単体自己資本比率	25.66%	23.41%	22.93%	22.90%	22.69%

- 注 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱は行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減
資金運用収益	1,394,652	1,417,559	22,907
役務取引等収益	34,129	30,912	△3,217
その他事業直接収益	29,416	23,535	△5,881
その他経常収益	41,540	36,974	△4,566
計	1,499,737	1,508,981	9,244
資金調達費用	28,596	21,703	△6,893
役務取引等費用	6,245	6,477	232
その他事業直接費用	2,692	39,142	36,450
その他経常費用	68,962	72,952	3,990
計	106,495	140,274	33,779
資金運用収支	1,366,056	1,395,856	29,800
役務取引等収支	27,884	24,435	△3,449
その他信用事業収支	△698	△51,585	△50,887
信用事業粗利益	1,420,664	1,404,685	△15,979
(信用事業粗利益率)	0.77%	0.75%	△0.02%
事業粗利益	2,208,406	2,323,347	114,941
(事業粗利益率)	1.13%	1.17%	0.04%
事業純益	289,856	442,317	152,461
実質事業純益	289,856	446,954	157,098
コア事業純益	263,132	462,561	199,429
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	263,132	459,561	196,429

注：信用事業粗利益＝信用事業収益(その他経常収益を除く。)－信用事業費用(その他経常費用を除く。)+金銭の信託運用見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資産平均残高×100

事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用

+信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取資配当金+金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率の計算式を「事業総利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」から「事業粗利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100」に変更しています。

事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額(全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」として計算しています。)

実質事業純益＝事業純益+一般貸倒引当金繰入額

コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益－投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	183,783	1,394	0.75%	186,883	1,417	0.75%
うち預金	125,685	717	0.57%	127,896	754	0.58%
うち有価証券	20,437	200	0.97%	21,072	200	0.94%
うち貸出金	37,661	477	1.26%	37,915	462	1.21%
資金調達勘定	178,100	28	0.01%	180,840	21	0.01%
うち貯金・定期積金	178,100	28	0.01%	180,840	21	0.01%
うち譲渡性貯金	-	-		-	-	
うち借入金	-	-		-	-	
総資金利ざや			0.19%			0.21%

注 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度増減額	令和3年度増減額
受取利息	△11	23
うち貸出金	△38	△14
うち商品有価証券	-	-
うち有価証券	2	0
うちコールローン	-	-
うち買入手形	-	-
うち預金	25	37
支払利息	△6	△7
うち貯金・定期積金	△6	△7
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-	-
差し引き	△5	30

注 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

信用事業

貯金

1 科目別・貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
流動性貯金	64,149 (36.0%)	67,914 (37.5%)	3,765
定期性貯金	113,744 (63.8%)	112,724 (62.3%)	△1,020
その他の貯金	207 (0.1%)	199 (0.1%)	△8
計	178,101 (100.0%)	180,838 (100.0%)	2,737
譲渡性貯金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合 計	178,101 (100.0%)	180,838 (100.0%)	2,737

注 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比

2 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
定期貯金	111,312 (100.0%)	111,375 (100.0%)	63
うち固定金利定期	111,312 (100.0%)	111,375 (100.0%)	63
うち変動金利定期	- (0.0%)	- (0.0%)	-

注 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比

3 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
財形貯蓄残高	-	1	1

貸出金

1 科目別・貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
手形貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
証書貸付金	37,597 (99.8%)	37,851 (99.8%)	254
当座貸越	63 (0.1%)	63 (0.1%)	-
制度資金貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
金融機関貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
割引手形	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合 計	37,661 (100.0%)	37,915 (100.0%)	254

() 内は構成比

2 業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
農業	576 (1.5%)	1,449 (3.8%)	873
林業	- (0.0%)	- (0.0%)	-
水産業	18 (0.0%)	- (0.0%)	△18
製造業	350 (0.9%)	854 (2.2%)	504
鉱業	(0.0%)	14 (0.0%)	14
建設・不動産業	6,758 (17.7%)	27,926 (73.5%)	21,168
電気・ガス・熱供給水道業	24 (0.0%)	171 (0.4%)	147
運輸・通信業	452 (1.1%)	597 (1.5%)	145
金融・保険業	124 (0.3%)	87 (0.2%)	△37
卸売・小売業・サービス業・飲食業	2,093 (5.5%)	5,548 (14.6%)	3,455
地方公共団体	- (0.0%)	- (0.0%)	-
非営利法人	- (0.0%)	- (0.0%)	-
その他	27,568 (72.6%)	1,329 (3.4%)	△26,239
合 計	37,968 (100.0%)	37,980 (100.0%)	12

() 内は構成比

3 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	896	841	△55
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
小 計	896	841	△55
農業信用基金協会保証	27,140	27,747	607
その他保証	187	194	7
小 計	27,327	27,941	614
信 用	9,745	9,197	△548
合 計	37,968	37,980	12

4 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種	類	令和2年度	令和3年度	増減
固定金利貸出		17,975 (47.3%)	16,016 (42.1%)	△1,959
変動金利貸出		19,924 (52.4%)	21,900 (57.6%)	1,976
合 計		37,968 (100.0%)	37,980 (100.0%)	12

() 内は構成比

5 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円)

種	類	令和2年度	令和3年度	増減
運転資金		22 (0.0%)	17 (0.0%)	△5
設備資金		27,947 (73.6%)	27,036 (71.1%)	△911
生活資金		9,936 (26.1%)	10,868 (28.6%)	932
その他		60 (0.1%)	55 (0.1%)	△5
合 計		37,968 (100.0%)	37,980 (100.0%)	12

() 内は構成比

6 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種	類	令和2年度	令和3年度	増減
貯金・定期積金等		896	841	△55
有価証券		-	-	-
動産		-	-	-
不動産		-	-	-
その他担保物		-	-	-
計		896	841	△55
信用		9,745	9,197	△548
合 計		10,641	10,038	△603

7 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
農業	-	-	-
穀作	-	15	15
野菜・園芸	1	18	17
果樹・樹園農業	2	-	△2
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	-	5	5
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	108	74	△34
農業関連団体等	-	-	-
合 計	111	114	3

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

債権 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
プロパー資金	112	114	2
農業制度資金	-	-	-
農業近代化資金	-	-	-
その他制度資金	-	-	-
合 計	112	114	2

(注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

8 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-
危険債権	令和3年度	91	20	70	-	91
	令和2年度	108	24	84	-	108
要管理債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-
小計	令和3年度	91	20	70	-	91
	令和2年度	108	24	84	-	108
正常債権	令和3年度	36,529				
	令和2年度	36,254				
合計	令和3年度	37,998				
	令和2年度	37,987				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

9 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度					令和3年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	32	28	-	32	28	28	32	-	28	32
個別貸倒引当金	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-
合 計	32	28	-	32	28	28	32	-	28	32

10 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	-	-

11 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

為替

1 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種	類	令和2年度		令和3年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	16	86	15	85
	金額	19,448	33,040	15,234	31,857
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	9	8	15	0
雑為替	件数	2	2	2	1
	金額	12,855	12,798	9,046	8,974
合 計	件数	18	88	17	86
	金額	32,312	45,846	24,295	40,831

2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

証券・窓販

1 公共債窓販実績

(単位：百万円)

種	類	令和2年度	令和3年度
公共債窓販実績		-	-

2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

有価証券等

1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
国債	4,667	4,860	193
地方債	2,501	2,278	△ 223
政府保証債	200	200	-
金融債	-	-	-
社債	11,567	12,301	734
株式	-	-	-
受益証券	1,499	1,431	△ 68
その他証券	-	-	-
合 計	20,437	21,072	635

2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計
令和2年度								
国債	-	-	29	-	-	4,822	-	4,851
地方債	-	-	-	400	101	1,978	-	2,479
政府保証債	-	-	-	-	-	200	-	200
社債	-	798	1,303	800	1,699	7,004	-	11,604
受益証券	-	-	-	-	1,500	-	-	1,500
令和3年度								
国債	-	29	-	-	100	4,917	-	5,046
地方債	-	-	199	301	-	1,784	-	2,284
政府保証債	-	-	-	-	-	200	-	200
社債	200	1,501	1,300	800	900	8,300	-	13,001
受益証券	-	-	-	500	500	-	-	1,000

4 有価証券の時価情報等

① 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-	-	-	-

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	2,100	2,156	56	1,400	1,433	33
	小計	2,100	2,156	56	1,400	1,433	33
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	1,500	1,449	△ 50	2,000	1,864	△ 135
	小計	1,500	1,449	△ 50	2,000	1,864	△ 135
合 計		3,600	3,605	5	3,400	3,298	△ 101

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 越えるも の	債券						
	国債	723	630	93	710	630	80
	地方債	2,336	2,084	252	2,004	1,801	202
	政府保証債	229	200	28	225	200	24
	社債	5,768	5,606	161	5,120	5,003	116
	受益証券	-	-	-	-	-	-
	小計	9,058	8,522	536	8,060	7,635	425
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 越えない もの	債券						
	国債	4,094	4,220	△ 125	4,178	4,416	△ 237
	地方債	391	395	△ 3	470	485	△ 14
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	社債	2,298	2,398	△ 100	4,460	4,597	△ 136
	受益証券	1,430	1,500	△ 69	926	1,000	△ 73
	小計	8,215	8,514	△ 299	10,037	10,498	△ 461
合 計		17,273	17,036	237	18,098	18,134	△ 36

5 金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	-	-	-	-

②満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和2年度					令和3年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」、「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和2年度					令和3年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

6 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

共済事業

1 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種	類	令和2年度		令和3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	1,701	38,106	1,860	38,171
	定期生命共済	63	408	182	549
	養老生命共済	430	15,945	417	14,354
	(うちこども共済)	270	6,570	215	6,307
	医療共済	10	2,696	6	2,290
	がん共済	-	96	-	93
	定期医療共済	-	329	-	318
	介護共済	122	1,070	189	1,249
	年金共済	-	233	-	233
建物更生共済		25,462	246,299	26,860	246,475
合 計		27,790	305,185	29,516	303,734

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

2 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種	類	令和2年度		令和3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		1	18	-	17
				43	46
がん共済		0	2	0	2
定期医療共済		-	0	-	0
合 計		2	22	0	20
				43	46

(注) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額を表示しています。

3 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種	類	令和2年度		令和3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済		138	1,268	199	1,454
生活障害共済（一時金型）		132	139	76	150
生活障害共済（定期年金型）		1	6	1	8
特定重度疾病共済		168	168	119	198

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

4 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	212	1,503	151	1,594
年金開始後	-	518	-	516
合 計	212	2,021	151	2,110

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）を表示しています。

5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	2,485	45,123	29	2,386	44,627	28
自動車共済	4,843		215	4,707		214
傷害共済	402	1,291	0	1,441	4,382	0
団体定期生命共済	-	8	-	-	-	-
定額定期生命共済	2	-	0	2	8	0
賠償責任共済	343		0	285		0
自賠責共済	1,287		24	1,268		23
その他	-	-	-	-	-	-
合 計	9,362		270	10,089		267

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

経済事業

1 購買事業

(単位：千円)

種 類	令和2年度	令和3年度
	供給高	供給高
生産資材		
肥料	49,623	46,677
農薬	107,415	96,177
飼料	6,022	6,748
農業機械	38,996	27,639
包装資材	23,425	27,001
保温資材	134,422	41,434
その他生産資材	29,360	28,961
その他	-	-
小 計	389,265	274,641
生活物資		
食品	136,307	139,763
米	-	-
生鮮食品	49,714	49,589
一般食品	86,593	90,174
衣料品	1,321	2,452
耐久消費財	51,864	18,180
日用保健雑貨	15,310	15,223
家庭燃料	-	-
その他	-	-
小 計	204,803	175,621
合 計	594,069	450,262

2 販売事業

①受託販売

(単位：千円)

種 類	令和2年度	令和3年度
	取扱高	取扱高
米	(667)	(586)
麦	-	-
豆類・雑穀	-	-
いも類	-	-
野菜	(87,157)	(88,372)
果実	(9,430)	(14,299)
花き・花木	(6,133)	(6,553)
工芸 作物	-	-
生乳	-	-
けい卵	-	-
肉畜	-	-
その他畜産物	(2,906)	(6,747)
まゆ	-	-
わら 工芸	-	-
その他農林水産物	(12,749)	(11,896)
合 計	(119,045)	(128,456)

②買取販売

(単位：千円)

種 類	令和2年度	令和3年度
	販売高	販売高
米	87,254	85,284
麦	-	-
豆類・雑穀	-	-
いも類	-	-
野菜	-	-
果実	-	-
花き・花木	-	-
工芸 作物	-	-
生乳	-	-
けい卵	-	-
肉畜	-	-
その他畜産物	-	-
まゆ	-	-
わら 工芸	-	-
その他農林水産物	125,026	125,972
合 計	212,280	211,258

その他の事業

1 加工事業

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
収益		
倉庫収益	-	-
債権加工収益	465	575
合 計	465	575
費用		
債権倉庫費用	-	-
加工費用	33	10
合 計	33	10
差 引 利 益	432	565

2 高齢者福祉事業

該当する取引はありません。

3 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
収益		
受託宅地等供給収益	131,913	232,574
買取宅地等供給収益	-	-
合 計	131,913	232,574
費用		
受託宅地等供給費用	4,899	3,703
買取宅地等供給費用	-	-
合 計	4,899	3,703
差 引 利 益	127,014	228,871

4 指導事業

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
収入		
賦課金	-	-
指導補助金	554	322
実費収入	1,543	1,461
健康管理収入	5,004	7,115
指導雑収入	548	1,166
合 計	7,650	10,065
支出		
営農改善費	21,223	16,409
生活文化事業費	1,395	657
教育情報費	1,570	1,711
健康管理費	7,652	10,213
指導雑費	217	240
合 計	32,059	29,231
収 支 差 額	△24,409	△19,165

5 利用事業

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
収益		
利用収益	186,113	219,811
合 計	186,113	219,811
費用		
利用費用	108,746	127,172
合 計	108,746	127,172
差 引 利 益	77,367	92,639

6 旅行事業

該当する取引はありません。

経営諸指標

1 その他の諸指標

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	3,701	4,094
一店舗当り貯金残高	44,833	45,803
一職員当り貸出金残高	2,109	2,164
一店舗当り貸出金残高	9,492	9,495
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	17,145	17,658
一店舗当り長期共済保有高	76,296	75,933
◆経済事業関係		
一職員当り購買品供給高	40	32
一職員当り販売品販売高	17	25
一店舗当り購買品供給高	148	112

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。

2 利益率

(単位：%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
総資産経常利益率	0.10%	0.20%	0.10%
資本経常利益率	1.90%	2.90%	1.00%
総資産当期純利益率	0.10%	0.10%	0.00%
資本当期純利益率	1.90%	2.40%	0.50%

- 注
1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×100

3 貯貸率・貯証率

(単位：%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減	
貯貸率	期末	21.10%	20.70%	-0.40%
	期中平均	21.10%	20.90%	-0.20%
貯証率	期末	11.60%	11.70%	0.10%
	期中平均	11.40%	11.60%	0.20%

自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
＜コア資本に係る基礎項目＞		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	15,156	15,349
うち、出資金及び資本準備金の額	694	682
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	14,647	14,855
うち、外部流出予定額(△)	165	167
うち、上記以外に該当するものの額	△20	△20
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	28	32
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	28	32
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	15,184	15,382
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9	9
うち、のれんに係るものの額	9	9
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9	9
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	15,175	15,372

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	62,326	63,743
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,922	3,997
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	66,249	67,740
<自己資本比率>		
自己資本比率 (ハ) / (二)	22.90%	22.69%

注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和2年度			令和3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	520	-	-	514	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,854	-	-	5,051	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,485	-	-	2,291	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	200	20	-	200	20	-
我が国の政府関係機関向け	405	20	-	405	20	-
地方三公社向け	400	20	-	596	59	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	128,831	25,766	1,030	132,158	26,431	1,057
法人等向け	6,304	3,925	157	6,888	3,567	142
中小企業等向け及び個人向け	385	152	6	378	151	6
抵当権付住宅ローン	7,675	2,657	106	7,564	2,613	104
不動産取得等事業向け	1,123	1,106	44	1,050	1,033	41
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	14	2	-	15	3	-
信用保証協会等保証付	27,153	2,686	107	27,760	2,750	110
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	1,067	1,067	42	1,067	1,067	42
（うち出資等のエクスポージャー）	1,067	1,067	42	1,067	1,067	42
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	12,776	24,900	996	12,862	26,022	1,040
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	2,608	6,521	260	3,210	8,026	321
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー）	5,797	14,493	579	5,845	14,612	584
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	141	354	14	157	394	15
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	4,229	3,530	141	3,649	2,988	119

証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,500	1	-	1,000	1	-
（うちルックスルー方式）	1,500	1	-	1,000	1	-
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	195,700	62,326	2,493	199,806	63,743	2,549
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	3,922	156	3,997	159		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	66,249	2,649	67,740	2,709		

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和2年度				令和3年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内	194,200	37,989	19,182	-	198,806	37,998	20,583	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	194,200	37,989	19,182	-	198,806	37,998	20,583	-
法人	農業	121	-	-	-	121	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	499	-	499	-	500	-	500
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	401	1	400	-	597	-	596
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,905	-	1,905	-	2,205	-	2,205
	運輸・通信業	2,911	-	2,911	-	3,110	-	3,110
	金融・保険業	138,284	-	5,424	-	142,362	-	6,125
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,626	262	601	-	1,545	224	601
	日本国政府・地方公共団体	7,340	-	7,340	-	7,342	-	7,342
	上記以外	100	-	100	-	100	-	100
	個人	37,688	37,678	-	-	37,793	37,730	-
その他	3,321	46	-	-	561	42	-	-
業種別残高計	194,200	37,989	19,182	-	196,187	37,998	20,583	-
1年以下	124,396	79	-	-	128,060	215	201	-
1年超3年以下	1,658	1,027	600	-	1,870	536	1,334	-
3年超5年以下	1,842	907	935	-	1,314	913	400	-
5年超7年以下	2,167	1,364	802	-	2,314	1,511	803	-
7年超10年以下	4,655	3,453	1,202	-	4,046	3,345	701	-
10年超	47,560	31,019	14,036	-	49,077	31,336	15,236	-
期限の定めのないもの	11,919	107	1,605	-	12,122	140	1,906	-
残存期間別残高計	194,200	37,989	19,182	-	198,806	37,998	20,583	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分	令和2年度				令和3年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	32	28	-	32	28	28	32	-	28	32
個別貸倒引当金	-	0	-	-	0	0	-	0	-	-

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度						令和3年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	-	0	-	-	0	-	0	-	0	-	-	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	-	0	-	-	0	-	0	-	0	-	-	-	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	個人	0	-	-	0	0	0	-	0	-	0	0	-
	業種別計	0	-	-	0	0	-	0	-	-	0	0	-

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和2年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	9,653	9,653	-	9,581	9,581
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	27,270	27,270	-	27,905	27,905
	リスク・ウェイト20%	500	128,945	129,446	500	132,470	132,971
	リスク・ウェイト35%	-	7,593	7,593	-	7,467	7,467
	リスク・ウェイト50%	3,911	-	3,911	5,815	-	5,815
	リスク・ウェイト75%	-	203	203	-	202	202
	リスク・ウェイト100%	1,805	5,768	7,574	502	5,147	5,649
	リスク・ウェイト150%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト250%	-	8,547	8,547	-	9,213	9,213
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計		6,217	187,982	194,200	6,818	191,988	198,806

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポーザーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポーザーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポーザーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポーザーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポーザーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポーザーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポーザー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	201	-	201
地方三公社向け	-	300	-	300
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	1	-	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-
合 計	1	501	-	501

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したいもの（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

債

債権内容等（登記なし）

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社株式と③系統及び系統外出資は取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を計上、または取得原価から毀損の状況に応じて直接償却を実施しています。

①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	6,865	6,865	6,912	6,912
合計	6,865	6,865	6,912	6,912

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和2年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,500,000,000	1,000,000,000
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

9 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定期間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券売却・償還によるものです。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・ 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	2,521	2,300	120	120
2	下方パラレルシフト	△1,091	△1,418	-	-
3	スティープ化	2,240	2,090		
4	フラット化	△519	△966		
5	短期金利上昇	347	225		
6	短期金利低下	173	102		
7	最大値	2,521	2,300	120	120
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	15,175		15,372	

- (注)
1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日 時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	76,980	6,415

（注1） 対象役員は、理事20名、監事4名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2） 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

（注1） 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2） 「同等額」は、令和3年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注3） 令和3年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3 その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

当組合の組織

1 組合員数

(単位：人、団体)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
正組合員数	1,926	1,900	△26
個人	1,926	1,900	△26
法人	-	-	-
准組合員数	8,433	8,525	92
個人	8,432	8,524	92
法人	1	1	-
合 計	10,359	10,425	66

2 組合員組織の状況

(令和4年3月31日 現在)

組 織 名	構成員数
青 壮 年 部	226 人
果 実 部 会 連 絡 協 議 会	172 人
野 菜 部 会 連 絡 協 議 会	174 人
女 性 部	238 人
J A 東 京 み な み 農 業 者 労 災 会	24 人
J A 東 京 み な み 都 市 農 政 連 絡 協 議 会	160 人
J A 南 多 摩 地 区 女 性 組 織 協 議 会	1107 人
年 金 友 の 会 連 絡 協 議 会	31 人
資 産 管 理 部 会 連 絡 協 議 会	20 人
青 色 申 告 部 会 連 絡 協 議 会	8 人
日 野 市 果 実 組 合	22 人
日 野 地 区 青 壮 年 部	62 人
日 野 市 ブ ル ー ベ リ ー 組 合	16 人
日 野 地 区 女 性 部	63 人
日 野 市 都 市 農 政 推 進 協 議 会	28 人
日 野 市 い ち ご 研 究 会	5 人
日 野 地 区 年 金 友 の 会	236 人
日 野 地 区 資 産 管 理 部 会	187 人
日 野 地 区 青 色 申 告 部 会	314 人
東 光 寺 蔬 菜 研 究 会	13 人
豊 田 農 事 研 究 会	11 人
堀 之 内 農 事 研 修 会	11 人
万 願 寺 農 友 会	14 人
日 野 地 区 支 部 2 1 支 部	507 人
七 生 地 区 青 壮 年 部	65 人
平 山 蔬 菜 研 究 会	44 人
平 山 農 産 物 直 売 会	34 人
平 山 ト マ ト 部 会	8 人
七 生 地 区 農 産 物 直 売 会	31 人

七生地区女性部	88人
平山野菜研究会	15人
七生地区三和直売会	4人
日野学童農園研究会	7人
日野市施設園芸研究会	11人
七生地区年金友の会	199人
七生地区資産管理部会	120人
七生地区青色申告部会	180人
ブリージングタウン百草園管理組合	14人
日野市百草萬蔵院台りんご生産組合	3人
七生地区支部24支部	399人
多摩市農業団体連絡協議会	56人
多摩市園芸部	13人
多摩市椎茸生産組合	18人
多摩市学校給食連絡協議会	16人
多摩市農産物即売推進協議会	31人
多摩地区青壮年部	27人
多摩市都市農政推進協議会	69人
多摩地区女性部	49人
多摩地区年金友の会	212人
多摩地区資産管理部会	114人
多摩地区青色申告部会	96人
多摩地区支部31支部	441人
稲城の梨生産組合	83人
稲城市高尾ぶどう生産組合	48人
稲城市特殊林産組合	8人
稲城の梨友の会	5人
稲城地区青壮年部	72人
稲城地区野菜部会	45人
シンフォニー利用者部会	39人
稲城地区女性部	38人
稲城市都市農政推進協議会	63人
平尾農産物直売組合	12人
コープ出荷者組合	3人
稲城有の実会	13人
三和農産物直売会	14人
稲城地区年金友の会	350人
稲城地区資産管理部会	245人
稲城地区青色申告部会	257人
稲城地区支部8支部	553人
稲城地区農機管理組合	9人
百村野菜直売会	10人

当JAの組合員組織を記載しています。(会計委託組織を含む)

3 役員一覧

(令和4年4月1日 現在)

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	役職名	氏名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	小林 和男	常勤	理事	進藤 千代子	非常勤
代表理事副組合長	奥住 喜樹	常勤	理事	渡辺 利男	非常勤
常務理事	志村 孝光	常勤	理事	石坂 吉朗	非常勤
常務理事	高橋 進	常勤	理事	藤井 美智彦	非常勤
理事	石坂 和哉	常勤	理事	増田 保治	非常勤
理事	杉本 武	非常勤	理事	伊藤 靖朗	非常勤
理事	有山 長作	非常勤	理事	鈴木 晴雄	非常勤
理事	新倉 隆	非常勤	理事	角田 賢司	非常勤
理事	関井 吟子	非常勤	代表監事	臼井 長生	非常勤
理事	田中 浩吉	非常勤	常勤監事	中村 朗	常勤
理事	篠崎 益朗	非常勤	監事	田中 基行	非常勤
理事	伊藤 通夫	非常勤	監事	百花 健司	非常勤

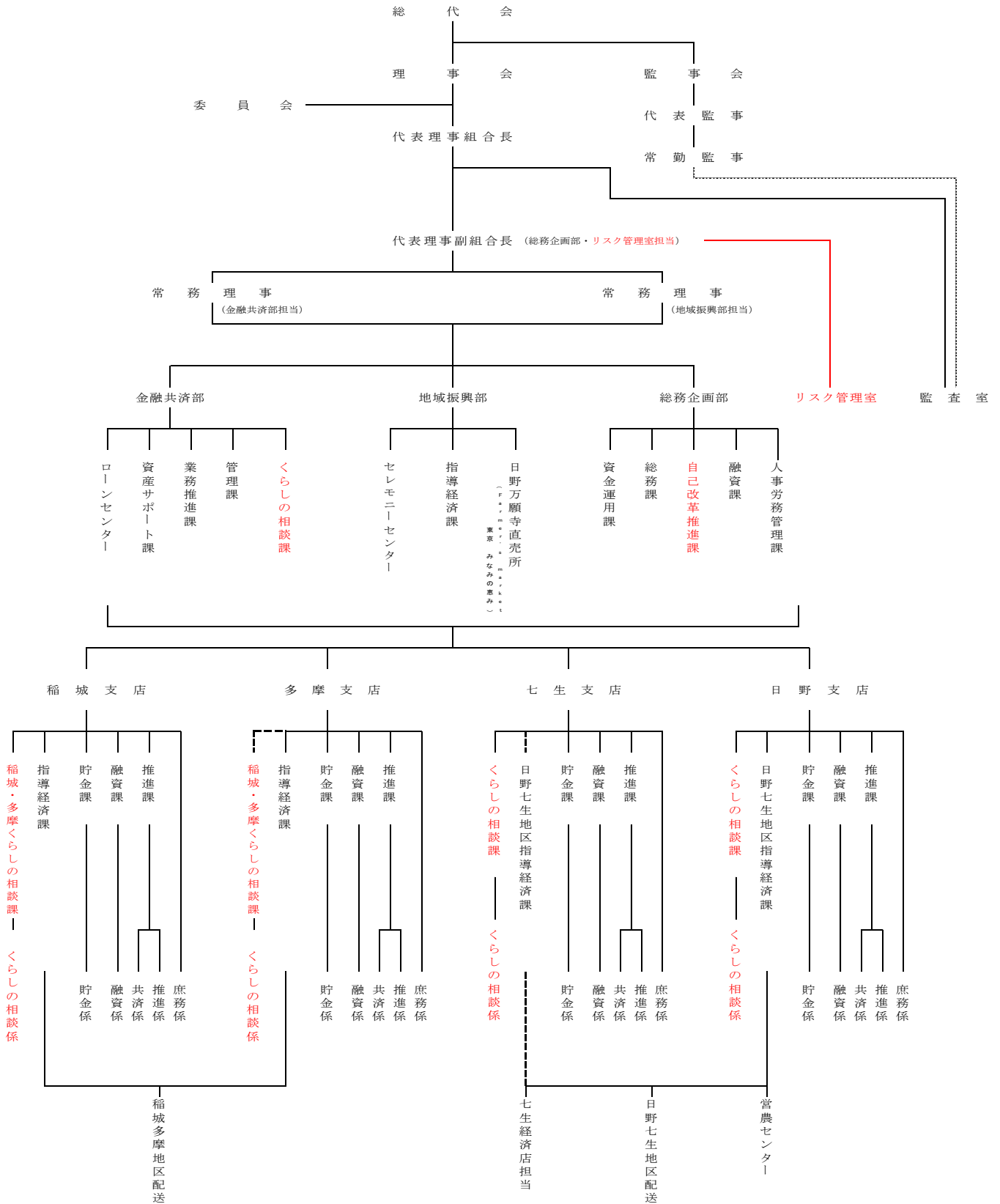
4 職員

(単位：人)

項目	令和2年度			令和3年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
参事	-	-	-	-	-	-
会計主任	-	-	-	-	-	-
一般職員	83	60	143	83	55	138
営農指導員	13	-	13	15	-	15
生活指導員	-	-	-	-	-	-
合計	96	60	156	98	55	153

5 組織機構図

(令和4年4月1日 現在)



留意事項： 令和4年4月1日より総務企画部リスク管理課をリスク管理室に機構変更を行いました。
 令和4年4月1日より総務企画部総合企画課を自己改革推進課に機構変更を行いました。
 令和4年4月1日より資産管理課をくらしの相談課に名称変更を行いました。

7 沿革・歩み

- 平成元年 日野市、七生、多摩市、稲城市、4農協合併により東京南農業協同組合を設立
共済・オンラインシステム稼働
七生地区営農生活センター完成
- 平成2年 稲城支店新築オープン
長期共済保有2,000億円達成
- 平成4年 七生支店・灯油地下タンク完成
- 平成5年 本店竣工式
稲城市特産物特産化事業即売所竣工式
- 平成7年 貯金残高1,000億円達成
- 平成9年 経済・オンラインシステム稼働
長期共済保有3,000億円達成
- 平成10年 ランネットワーク稼働
- 平成12年 経費支出システム稼働
渉外担当者支援システム稼働
- 平成13年 本店燃料センター開設
稲城支店農産物直売所“シンフォニー”オープン
日野市農産物直売所オープン
- 平成14年 七生支店農産物直売コーナーオープン
- 平成15年 J A東京みなみ事業改革本部設立
- 平成17年 J A東京みなみセレモニーセンター開設
J A S T E Mシステム稼働
- 平成19年 百草支店・多摩センター支店店舗統廃合
- 平成21年 平山支店・平尾支店店舗統廃合
- 平成22年 平尾農産物直売所“ハーベスト”オープン
平山農産物直売所“マルシェひらやま”オープン
- 平成23年 L P事業を全国農業協同組合連合会へ譲渡
- 平成24年 コンパス J Aシステム稼働
- 平成27年 多摩支店金融店舗新築オープン
- 平成28年 多摩支店グランドオープン（経済店舗新築オープン）
- 平成29年 日野支店金融店舗新築オープン
- 平成29年 日野万願寺農産物直売所“みなみの恵み”グランドオープン
- 平成30年 日野経済店 旧万願寺直売所へ移転

8 店舗一覧

(令和4年3月31日 現在)

店舗名	郵便番号	住所	電話番号	ATM 設置台数
本店	191-0032	東京都日野市三沢3-53-15	042-594-1011	
日野支店	191-0024	東京都日野市万願寺6-31	042-583-2111	2
日野経済店	191-0024	東京都日野市万願寺6-35-13	042-583-5670	
七生支店	191-0032	東京都日野市三沢3-53-15	042-591-2011	1
多摩支店	206-0011	東京都多摩市関戸6-11-1	042-375-8211	1
稲城支店	206-0802	東京都稲城市東長沼2110-1	042-377-6002	2
セレモニーセンター	206-0802	東京都稲城市東長沼1915-2	042-370-7272	
日野万願寺直売所	191-0024	東京都日野市万願寺6-31	042-589-0373	
平山農産物直売所	191-0043	東京都日野市平山5-18-19	042-591-0700	
平尾農産物直売所	206-0823	東京都稲城市平尾1-49-5	042-331-5575	1

店舗外ATM設置台数 3台

9 特定信用事業代理業者の状況

(令和4年3月31日 現在)

該当する取引はありません。

組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

I 概況及び組織に関する事項	
1 業務の運営の組織	88
2 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	87
3 事務所の名称及び所在地	90
4 特定信用事業代理業者に関する事項	90
II 主要な業務の内容	
5 主要な業務の内容	14
III 主要な業務に関する事項	
6 直近の事業年度における事業の概況	5
7 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
① 経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	50
② 経常利益又は経常損失	50
③ 当期剰余金又は当期損失金	50
④ 出資金及び出資口数	50
⑤ 純資産額	50
⑥ 総資産額	50
⑦ 貯金等残高	50
⑧ 貸出金残高	50
⑨ 有価証券残高	50
⑩ 単体自己資本比率	50
⑪ 剰余金の配当の金額	50
⑫ 職員数	50
8 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	51
② 貯金に関する指標	53
③ 貸出金等に関する指標	54
④ 有価証券に関する指標	60
IV 業務の運営に関する事項	
9 リスク管理の体制	10
10 法令遵守の体制	11
11 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9
12 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
V 組合の直近の2事業年度における財産の状況	
13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	22
14 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	57
② 危険債権	57
③ 三月以上延滞債権	57
④ 貸出条件緩和債権	57
⑤ 正常債権	57
15 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	
16 自己資本の充実の状況	71
17 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	60
② 金銭の信託	63
③ デリバティブ取引	63
④ 金融等デリバティブ取引	63
⑤ 有価証券関連店頭デリバティブ取引	63
18 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	58
19 貸出金償却の額	58
20 会計監査人の監査を受けている旨	49